

岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 概要資料

1 制度の目的

様々な事情により婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めとした近親者等が、家族と約した関係であることを宣誓し、自治体はその宣誓を受理したことを証明する制度。

民法上の婚姻とは異なり、法的効力はないが、パートナーと共に歩む二人及びその家族の人生が、生活の中で尊重され、自分らしく安心して暮らしていく環境づくりの一助となるよう、運営するもの。

宣誓することによって、パートナー及び子を始めとした三親等以内の近親者等が記載される受理証明書を受け取ることができ、窓口などでの複雑な事情説明が不要となり、家族として自治体の行政サービスの一部を受けることができるようになる。

2 制度の経緯

- ・平成 27 年に東京都の渋谷区と世田谷区が導入。その後全国的に広がりを見せる。
- ・令和元年に愛知県内で初めて西尾市が導入。
- ・令和 6 年 4 月 1 日に愛知県ファミリーシップ宣誓制度が開始。
- ・令和 6 年 12 月 1 日現在で、54 市町村のうち 40 市町で当制度により行政サービスを利用できるようになっている（市町村独自制度 35 市町、県制度利用によりサービス利用可能 5 市町）。

3 自治体連携の動き

受領証明書を受けた者が市外に転出または市内に転入があった場合、協定等で連携している自治体間であれば、転出した自治体に返還手続きを省くことや、独身証明書等の書類を省略、宣誓は二人の来所が必要なところ一人だけで可能、転入先自治体への手続きを郵送で対応可能にするなどの手続き簡素化が可能になることがある。

○県内 パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定
33 市町（幹事：名古屋市）

○県外 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク
25 県 169 自治体（幹事：大阪府）

4 本市の方針

本市は、岩倉市男女共同参画基本計画の基本理念である「^{みんな}地域でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち」を念頭に男女共同参画社会の実現に向けて取組を続けてきた。これからも、人権を尊重し、誰ひとり取り残さない、誰もが住み続けたいくなるまちづくりを進めていく。

令和 5 年度より、岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会において制度の必要性を議論した結果、性的少数者を含め様々な事情により婚姻できない市民やその家族に向けて、自分らしい生き方を選択できるようにすることが必要であるとの総意となった。また、市民と向き合い寄り添った市政運営を行っていくという姿勢を示すためにも独自制度が必要であるとの結論を得た。

こうした経緯を経て、本市は新たに独自のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を制定する。なお、施行日は令和 7 年 4 月 1 日とする。

5 制度概要

	要点	説明
名称	岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とする	パートナーシップの文言を記載することで、多くの人に制度の趣旨が伝わるため、併記する。
根拠規定	要綱にて制定する	実際に制度を施行すると不足部分が顕在化し、規定を変更する必要がある出てくることが考えられる。条例の場合、変更するには議会で議決が必要になるが、要綱であれば迅速に対応できる。
対象	パートナーシップ（二人間）に加え、ファミリーシップ（家族間）の関係性も対象とする	子を始めとした三親等以内の近親者等をファミリーシップの対象として受理証明書等に記載し、パートナーの子などとの関係性を示すことができる。
	性的マイノリティのみでなく、事実婚も認める	事実婚の場合も婚姻関係でないことから関係性を証明することに苦労していることが考えられるため、性的マイノリティの方と同様に対象とする。
居住要件	双方または一方が市内に住所を有すること その他、双方または一方が宣誓しようとする日から3月以内に市内に転入する予定をしていること	別居の場合も対象とする。また、宣誓から3か月以内に転入を予定する場合も対象とする。
範囲	ファミリーシップの範囲としては、三親等内の近親者等	様々なケースが想定されるため、三親等の近親者等とすることで、叔父叔母や甥姪などの関係性も証明することができる。
	ファミリーシップの対象者が未成年の場合、生計同一を要件とする	未成年の者については、宣誓者の双方または一方がファミリーシップ対象者と生計同一（実際に養育している）の場合に、ファミリーシップの対象とすることができる。
その他	通称名の使用を認める	性別違和等の理由により、社会生活上通用している通称名を使用できる。

6 今後のスケジュール

令和7年 1月	○岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会開催（第3回）（1/17）
2月	○パブリックコメント（2/3～3/4）
3月	○パブリックコメント回答
4月以降	○制度開始（4/1～） ○制度周知（広報、ホームページ、SNS等） ○パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク加入（全国自治体）（予定）
8月	○パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定締結（愛知県内自治体）（予定）